

主要農作物の種子生産に係る県条例の制定を求める意見書

主要農作物種子法（以下、「種子法」という。）を廃止する法案が平成 29 年 4 月 14 日の参議院本会議で可決・成立し、平成 30 年 4 月 1 日種子法が廃止された。

これまで県行政は、同法に基づき高品質な原種・原原種の生産・供給等を担い、本県の主要農産物である水稲、麦及び大豆の安定生産や品質向上に中心的な役割を果たすことにより、地域農業の振興に大きな貢献をしてきた。

種子法の廃止を受けて、県は関係要綱を一本化した「滋賀県水稲、麦類および大豆の種子供給に係る基本要綱」を制定し、県内では同要綱に基づく種子生産が開始されたところである。一方、一部の府県においてはこれまで行政が担ってきた種子生産に係る業務を外部に移管する等の方針が示され、移管されれば種もみの価格上昇や品質低下を招きかねない等の報道がなされており、県内の生産現場においても、将来的には優良な種子が安定的に供給されなくなるのではないかという不安が広がっている。

よって、県におかれては、今後も県行政が種子生産に中心的な役割を果たし、これまでとおりの行政対応を継続することに必要な予算及び関係部署の人員体制を恒久的に措置する観点から、主要農作物の種子生産に係る条例を制定されるよう強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 30 年 1 2 月 2 1 日

近江八幡市議会議長 園田 新一

滋賀県知事 三日月 大造 殿